
R6 石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金 Q&A



【目次】

1	対象となる住宅・店舗等について	1～2
2	対象となるリフォーム工事について	2～5
3	対象者について	5～7
4	リフォーム施工業者について	7～8
5	補助金額について	8～9
6	申請の方法及び期間について	9～12
7	工事内容の変更について	12～13
8	実績報告について	13
9	その他	14～15

1 対象となる住宅・店舗等について

Q1 対象となる住宅にはどのような要件がありますか。

A 1 市内の自己所有又は賃貸借契約を行い、実際に居住し住民票を置いている建物。なお、移住予定により取得し、工事完了後に居住する場合も含まれます。

※別荘等、一時的に滞在する場合や、亡くなられた親族の名義のまま管理を行っている場合は、未相続の建物（※Q7参照）のため、対象となりません。

Q2 対象となる店舗にはどのような要件がありますか。

A 2 市内の自己所有又は賃貸借契約を行う建物で、現に市内外の実店舗等で事業を行っている小規模事業者が使用する店舗や空き店舗。

※大規模小売店舗立地法の対象となる施設内にある店舗や、フランチャイズ方式で出店する店舗、工事完了後の売却や賃貸を予定している建物、行政財産の使用許可を受けている建物は、対象となりません。

※亡くなられた親族の名義のまま、管理を行っている場合は、未相続の建物のため、対象となりません。（※Q7参照）

Q3 併用住宅（店舗、事務所等に住宅が併設する建物）は対象になりますか。

A 3 対象となります。

ただし、住宅部分と店舗部分のリフォーム工事の区分及び経費を明確に分けて算出できる建物に限ります。

Q4 二世帯住宅は対象になりますか。

A 4 対象となります。（※申請方法については Q68 を参照）

ただし、単独登記と区分登記によって補助の対象者が変わります。

単独登記とは：二世帯住宅を1戸の住宅として登記したもの

区分登記とは：二世帯住宅を構造上別（1階と2階が別など）の不動産とみなし、2戸に分割して登記したもの

Q5 借りている住宅（アパートなどの共同住宅）や店舗は対象になりますか。

A 5 対象となります。

ただし、補助金の申請時に賃貸借契約書の写しと建物の所有者からリフォーム工事に関する同意書が添付できない場合は対象外となります。

Q6 既にリフォーム工事が終わっている（工事を開始している）住宅又は店舗は対象になりますか。

A 6 対象となりません。

工事着工前に申請し、補助金の交付決定を受けた後に開始する工事のみが対象となります。

Q7 自己所有の建物とはどのようなことを示すのですか。

A 7 法務局の不動産登記簿、又は市税務課の固定資産評価証明書に記載されている建物の所有者が当補助金の申請者でなければなりません。

このため、実際に使用している建物であっても、亡くなられた親族名義のまま未相続である建物や、未登記で市税務課の固定資産評価証明書にも記載されていない建物は補助対象外となります。

Q 8 なぜ未相続の建物は対象にならないのですか。

A 8 不動産登記法等の改正により、2024年4月1日から相続登記（被相続人から相続した自宅、アパートなどの不動産の名義を、相続人に変更する名義変更登記手続きをいいます。）が義務化されました。

これは、不動産の相続人に対し「相続が開始して所有権を取得したことを知ってから3年以内に相続登記をしなければならない」と規定されています。

このため、未相続の建物に対しては対象としておりません。

Q 9 未登記の建物の場合は対象となりますか。

A 9 対象となります。

市税務課の固定資産評価証明書にて、申請者の建物であることが証明できれば補助対象となります。

2 対象となるリフォーム工事について

Q10 どのような工事が対象になりますか。

A10 以下の要件を**すべて満たす工事が対象**となります。

- ① 市に申請し、交付決定を受けた後に行う工事であり、工事完了後、**実績報告書を令和7年3月21日（金）までに提出できる**こと。
- ② 補助対象とする建築確認を要しない工事であり、工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）であること。
※具体的な工事内容は、別紙「補助対象工事費一覧」を参照ください。
- ③ **市内に本店を有する法人、又は、市内に事業所を有し、市内に住所を有する個人事業主が行う工事であること。**
- ④ 併用住宅は、住宅と店舗の用途に供される部分のリフォーム工事の区分及び経費を明確に分けて算出できること。

Q11 対象外の工事はどのようなものがありますか。

A11 以下の工事が対象外となります。

- ① 公共工事等に伴う工事、又は、他の国・県・市等の補助金を受けて行う工事
- ② 家電製品や家具又は調度品の購入及び設置
- ③ 塀などの外構工事や、別棟の倉庫、車庫等の工事
- ④ 防蟻剤等の薬剤散布のリフォーム以外の工事

⑤ 解体工事や建物の構造に関わる工事、建築確認を要するリフォーム工事

⑥ 既にリフォームが終わっている（開始している）工事

※具体的な工事内容は、別紙「補助対象工事費一覧」を参照ください。

Q12 請負契約を結ばずに口答で合意したリフォーム工事も対象になりますか。

A12 対象となりません。

申請において、工事請負契約書又は請書の写し、及びリフォーム工事に係る見積書の写しの添付が必要です。

Q13 既にリフォーム工事の請負契約をしている場合、対象になりますか。

A13 対象となります。

ただし、交付決定前に工事を着工している場合は対象外となります。

Q14 住宅（店舗）を増築したいのですが、対象になりますか。

A14 増築は10㎡以下であっても対象となりません。

Q15 店舗だった部分を住宅にリフォーム工事したいのですが、対象になりますか。

A15 対象となります。

Q16 別棟のみのリフォーム工事は対象になりますか。また、同一敷地内にある住宅以外の建物を住宅に模様替え等をする場合は、工事の対象になりますか。

A16 倉庫、車庫等は基本的には対象となりませんが、リフォーム後居住する場合は対象となります。

ただし、玄関、トイレ、キッチン等、住宅として使用するための必要最低限の施設が備わっていない場合は、対象とならない場合があります。車庫や倉庫と併用する場合は、住宅部分のみが対象となります。

なお、住宅と別棟の浴室や便所のみリフォーム工事は対象となります。

Q17 市内に所有する2棟の建物を同時にリフォームする場合は対象になりますか。

A17 対象となります。

ただし、住宅や店舗等の売却や賃借を目的とする場合や、住宅においては居住する方がいない場合、店舗においては開業予定日が未定の場合は対象外となります。

なお、いずれも住宅（店舗）の場合は、2棟分に係る補助対象経費の合計額を、住宅と店舗1棟ずつの場合は、各々の補助対象経費の10%を限度とし、補助金を決定します。（※補助金額はQ51を参照）

Q18 住宅（店舗だった部分）の一部を車庫にしたいのですが、対象になりますか。

A18 対象となりません。居住に係る工事のみが対象となります。

Q19 現在の住宅（店舗）を取り壊し、改築する場合も対象になりますか。

A19 対象となりません。

Q20 スケルトンリフォームやリノベーションも対象になりますか。

A20 対象となります。

ただし、建築確認を要する場合は対象となりません。

※大規模修繕（大規模模様替）を行う上のご注意

大規模修繕や大規模模様替え工事において、建物が新耐震基準（1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認から適用）に適合していない場合、今の建築基準法に適合するよう耐震補強工事も併せて行う必要があります。

Q21 内装のリフォームと併せてエアコンも新調したいのですが、対象になりますか。

A21 対象となります。

ただし、市内の補助対象となる施工業者へ発注し、施工したものに限りです。

なお、エアコンの設置のみの場合や、家電製品の購入及び設置のみの場合は対象となりません。

Q22 足場の設置・解体の費用も補助の対象となりますか。

A22 補助対象工事に必要な場合は、対象となります。

Q23 住宅（店舗）のリフォームと併せて塀も直そうと考えていますが対象となりますか。

A23 外構（構築物）工事は対象外となります。

申請の際は、住宅（店舗）のリフォーム工事と外構工事の区分及び経費を明確に分けて算出し、見積書を添付してください。

※外構（構築物）工事の主な例

塀、フェンス、門扉、門柱、擁壁、カーポート、駐車場、舗装、ウッドデッキ植樹、植栽、芝張り等

Q24 耐震改修工事に併せてリフォーム工事をする場合も対象になりますか。

A24 当該リフォーム補助事業では、耐震改修工事は補助対象となりませんが、その他のリフォーム工事は対象となります。

なお、耐震改修工事に係る他の補助金と、当補助金を併せてご利用いただくことは可能です。リフォーム補助申請時に、耐震改修工事部分とリフォーム工事部分を明確に区分した見積書の添付が必要となります。

Q25 合併浄化槽の設置工事は対象になりますか。

A25 対象となりません。

ただし、併せて行うその他のリフォーム工事は対象となります。

なお、浄化槽設置工事に係る他の補助金と、当補助金を併せてご利用いただくことは可能です。リフォーム補助申請時に、浄化槽設置工事部分とリフォーム工事部分を明確に区分した見積書の添付が必要となります。

Q26 下水道、農業集落排水への接続工事は対象になりますか。

A26 対象となりません。

ただし、併せて行うその他のリフォーム工事は対象となります。

この場合、リフォーム補助申請時に浄化槽設置による工事部分とリフォーム工事による工事部分を明確に区分した見積書の添付が必要となります。

Q27 バリアフリー（手すりの設置、段差解消等）の工事は対象になりますか。

A27 対象となります。

ただし、石岡市重度障害者等日常生活用具給付事業や介護保険法に規定する住宅改修費等の制度を利用する部分の工事は対象外となります。

Q28 太陽光発電システムの設置工事は対象になりますか。

A28 対象となりません。

Q29 インターネット、家電量販店及びホームセンターや、自分（DIY等）で行う工事は対象になりますか。

A29 対象となりません。

補助対象となるリフォーム施工業者が行った工事以外は対象となりません。

Q30 自分で購入した資材等を施工業者に提供して工事をした場合、その購入した資材等も対象になりますか。

A30 対象となりません。

補助対象となるリフォーム施工業者へ発注し、施工したもの以外は対象となりません。

3 対象者について

Q36 補助対象者にはどのような要件がありますか。

A36 以下の項目に該当することが要件となります。

【住宅】※①または②のいずれか

① 市内の自己所有又は賃貸借契約を行っている住宅に居住し、住民票を置いている方。

② 移住のために市外から市内に転入を予定している方。

ただし、リフォーム工事完了後に市内の住宅に居住し、住民票を有する方に限ります。

【店舗】※①から④のすべてに該当すること

① 既に市内外で事業を営んでいる小規模事業者の法人、個人事業主の方

② リフォーム工事後も同一規模以上の事業を市内で継続する意思がある方

③ 営業許可等が必要な業種の場合は、その許可等を有している方

④ 新たに創業し、事業を開始する小規模事業者でない方

【住宅・店舗共通】

① 賃借している住宅、店舗をリフォームする場合は、建物の所有者からリフォーム工事

に関しての同意を得ていること。

- ② 住宅、店舗を賃貸借（購入）する方は、申請までに契約の締結を済ませていること。
- ③ リフォーム工事が住宅、店舗の売却や賃貸を目的としていないこと。
- ④ 市税を滞納していないこと。（石岡市以外の市区町村民税を含む。）
- ⑤ 他の同種の補助金の交付を国・県・市等から受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び同条第13項に規定する事業を行う者でないこと。

Q37 補助対象者にならない（対象外）要件はどのようなものがありますか。

A37 以下のいずれかに該当する方は、補助対象者になりません。

- ① リフォームの着工時期が未定の方
- ② 既に住宅又は店舗のリフォーム工事が終わっている（工事を開始している）方
- ③ 不動産業を営む方又はこれに類する方
※自己の住宅、店舗等のリフォーム工事の場合は、補助対象者となります。
- ④ 過去にこの補助金で住宅、店舗等のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方で、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過していない方。この場合は、同一世帯員の方も同様となります。
- ⑤ 石岡市財務規則に規定する行政財産の使用許可を受けた方が、その施設等のリフォーム工事を行う場合

Q38 不動産業を営んでいますが、市内の住宅や店舗のリフォームは対象になりますか。

A38 法人に限らず個人においても住宅や店舗等の売却や賃借を目的とするリフォームは、対象外となります。

ただし、収益を目的としない自己所有の住宅や店舗は対象となります。

Q39 市内に自己所有する住宅には住んでいませんが、リフォームをして賃貸又は売却したいと考えていますが対象になりますか。

A39 対象となりません。（※Q38のA38と同条件）

Q40 市内に自己所有する住宅に現在住んでいませんが、リフォーム工事後に転入（転居）を考えています。補助の対象になりますか。

A40 対象となります。

ただし、補助金の実績報告までに、リフォーム工事を行った市内の住宅に居住し、実績報告書へ住民票の添付ができない場合は対象外となります。

Q41 市内にある中古住宅を購入し、リフォーム工事後に転入（転居）を考えています。補助の対象になりますか。

A41 対象となります。（※Q40のA40と同条件）

Q42 父親が所有する敷地に建っている父親の住宅と子の住宅を、それぞれ同時にリフォー

ムしたい場合でも対象になりますか。

A42 対象となります。

ただし、住宅が各々の個人所有であることが要件となります。また、申請は父親と子がそれぞれ申請する必要があります。

Q43 この補助金の交付を受けリフォームした住宅・店舗を購入した場合、次の所有者は補助対象者になりますか。

A43 対象となります。

ただし、次の所有者が、過去に他の住宅、店舗のリフォーム工事により補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過していることが条件となります。

4 リフォーム施工業者について

Q44 補助対象となるリフォーム工事の施工業者にはどのような条件がありますか。

A44 以下の条件があります。石岡市に本店のない大手ハウスメーカー等は**対象外**です。

① 市内に本店が所在するものとして商業登記されている法人の事業者であること。

※**市内に営業所や支店のみ有する事業者は対象外**となります。

② 市内に事業所があり、かつ、市内に住所を有する個人事業主であること。

※**市内に住所を有しているが、主となる事業所が市外にある場合は対象外**となります。

Q45 リフォーム業者を紹介してもらえますか。

A45 申し訳ありません。市では紹介はしておりません。

当事業では、市内の施工業者をご利用していただくこと以外は、事業者の指定はしておりません。

Q46 補助対象となるリフォーム施工業者ですが、自己が居住する住宅のリフォームを行う場合は対象になりますか。

A46 対象になります。

ただし、適正な価格であるか審査するため、金額の根拠や比較ができるよう、合い見積もりを申請時に添付してください。

Q47 市内の複数の施工業者と契約してリフォーム工事を行う場合は対象になりますか。

A47 対象となります。

その場合は、申請書にはすべての施工業者名を記入いただき、見積書の写しもすべて添付してください。

なお、複数事業者の見積書を基に補助対象工事費を合算して申請をお願いします。

Q48 工事費用が50万円以上掛かりますが、市内のリフォーム施工業者と市外の事業者の両方になります。対象になりますか。

A48 市内のリフォーム施工業者が行う工事のみが対象となります。

また、市内のリフォーム施工業者が行う補助対象工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）であることが要件となります。

Q49 補助対象となるリフォーム工事の施工業者に工事を依頼しますが、工種によって市外の業者が下請けになる場合、その工事は対象になりますか。

A49 工事請負が補助対象となるリフォーム施工業者であれば対象となります。

ただし、工事を一括して別の業者に請け負わせる場合は対象外となります。

5 補助金額について

Q50 補助金額はいくらになりますか。

A50 補助対象工事費（消費税を除く）の合計が30万円以上）に補助率10%を乗じた金額（1,000円未満切り捨て）となります。

ただし、以下の補助上限額がありますのでご注意ください。

- ・住宅：10万円
- ・店舗：30万円
- ・併用住宅：40万円（※住宅部分と店舗部分を同時に改修する場合）

また、中活区域以外で事業を行う小規模事業者が、中活区域内の店舗等を購入又は賃貸借契約をしてリフォーム工事し、新たに事業を開始する場合は50万円を限度とします。（※中活区域内はP21を参照）

Q51 住宅（店舗）のリフォームで補助金を5万円受給しましたが、上限額が10万円なので残り5万円分について再度申請することはできますか。

A51 できません。（※補助を受けた住宅を同一世帯員がリフォームする場合も含む）

補助金の交付は、申請期間において1回限りとなります。

また、過去に住宅、店舗のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方は、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過するまで再申請はできません。

Q52 当初の補助対象工事費より費用が多く掛かった場合、補助金額もその分多く交付されますか。

A52 交付決定額以上の補助金は交付されません。

なお、補助事業に要する経費が20パーセント以上変更になるときは、変更工事前に「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金変更申請書（様式第4号）」の提出が必要となります。

Q53 当初の補助対象工事費から内容変更により費用が減額になった場合、交付決定を受けた補助金額がそのまま交付されますか。

A53 実際に掛かった費用が補助対象経費となりますので、交付決定額は減額となります。

なお、補助金の額に減額が生じますので、変更工事前に「住宅、店舗等リフォーム支

援事業費補助金変更申請書（様式第4号）」の提出が必要となります。

Q54 工事完了後、補助対象工事費の支払いが30万円に満たなかった場合でも補助金は交付されますか。

A54 交付されません。

補助要件から外れるため、交付決定の取り消しとなります。

速やかに「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金事業中止（廃止）届（様式第7号）」を提出してください。

Q55 工事完了後、複数の事業者から請求があり、その中に市外の事業者からの請求書が含まれていましたが、補助金は交付されますか。

A55 申請時に記載された市内のリフォーム施工業者からの請求分のみが補助対象となります。

なお、市内のリフォーム施工業者が行う補助対象工事費の合計が30万円以下の場合、補助要件から外れるため、交付決定の取り消しとなります。

6 申請の方法及び期間について

Q56 補助金の申請が多い場合は、年度の途中でも受付を終了することはありますか。

A56 あります。

補助金の交付決定は予算の範囲内で行いますので、年度内に予算に達した場合は、その日をもって申請の受付を終了しますのでご了承ください。

Q57 補助金の申請はいつまでに行うのですか。

A57 工事着工予定日に対し、原則3週間前までに申請をお願いします。

これは、工事着工までに交付決定を行う上で、以下の状況に対応するためです。ご理解をお願いいたします。

①申請時に必要となるすべての書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付することができないため。

②受付後の書類審査において、確認事項や追加書類のご提出をお願いすることがあるため。

Q58 申請書はどこでもらえますか。

A58 申請書は、商工観光課（本庁舎2階）窓口で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。

Q59 事前相談とは何ですか。

A59 リフォームの進め方に関するご案内や注意点、また、申請に関する諸要件等を事前にご確認いただくものとなります。

Q60 事前相談をしていなくても、申請は行えますか。

A 60 事前にご相談していただくことが望ましいですが、申請を行うことは可能です。

ただし、申請時にリフォームの進め方に関するご案内や注意点、また、申請に関する諸要件等をご確認していただきます。

なお、書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付することができませんのでご了承ください。

Q61 申請先は、商工観光課以外にもありますか。

A 61 受付前に申請時に必要となるすべての書類を確認させていただくため、商工観光課窓口のみとなります。

ただし、書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付することができませんのでご了承ください。

Q62 申請は郵送でも可能ですか。

A 62 可能です。

ただし、書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付することができないため、窓口に来庁いただくか書類を返却させていただくことがあります。

Q63 申請書の添付書類が揃っていません。申込予約はできますか。

A 63 申込予約はできません。

申請の際は、必要となるすべての書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付することができませんのでご了承ください。

Q64 リフォーム工事を検討（施工業者へ相談中）しており、着工時期が未定ですが、申請はできますか。

A 64 できません。申請前に事前相談をお願いします。

Q65 申請は誰の名義で行うのですか。

A 65 住宅の所有者名となります。

ただし、借家（借店舗）の場合は、世帯主（借主）名となります。

なお、申請時に添付いただく書類（工事請負契約書又は請書の写し及びリフォーム工事に係る見積書の写し等）はすべて上記名義で提出してください。

Q66 所有が共有名義なのですが、申請は共同名義又は別々に行うのですか。

A 66 一つの住宅に対し、共有名義人ごとに申請することはできません。この場合においては、共有名義の中の一人が代表者となり申請してください。

なお、共有者全員から工事に係る同意書の提出が必要となります。

Q67 所有する建物の相続人代表ですが、申請はできますか。

A 67 できません。（※Q10のA10を参照）

Q68 二世帯住宅ですが、申請はどのように行うのですか。

A 68 ①単独登記で所有者が1人の場合（親又は子）は、その所有者名義で申請してください。（※共有名義の場合は、Q66のA66と同条件）

※上記の場合は、世帯ごとに申請はできません。

②区分登記で所有者が2人の場合は、所有者ごとに申請をしてください。

単独登記とは：二世帯住宅を1戸の住宅として登記したもの

区分登記とは：二世帯住宅を構造上別（1階と2階が別など）の不動産とみなし、2戸に分割して登記したもの

Q69 父親が所有する住宅に子の夫婦のみが住んでします。子が住宅リフォームを行う場合、申請者は誰になりますか。

A 69 申請者は父親になります。また、リフォーム工事の発注者も父親である必要があります。

Q70 申請はリフォーム施工業者名でも良いですか。

A 70 申請者は、住宅の自己所有者又は借主のみとなります。しかし、申請書の作成や添付書類等の作成には技術的な知識が必要となるものもありますので、申請の際はリフォーム施工業者へ相談し申請書類を作成してください。

Q71 施工業者が代理人として申請することはできますか。

A 71 申請手続きを施工業者へ委任することは可能です。この場合において、申請書類等のすべて名義は、申請する住宅の自己所有者又は借主の名義となります。

なお、代理人が申請する場合は、申請者からの委任状を必ず添付してください。

Q72 リフォーム工事において、補助対象の工事請と対象外の工事がある場合、見積書や領収書を分ける必要はありますか。

A 72 見積書や領収書が2つに分かれていることが望ましいですが、見積書や領収書が1つになる場合は、補助対象工事、対象外工事及びその諸経費がわかるよう内訳明細書等の添付が必要となります。

ただし、リフォームの補助対象とする工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）である必要があります。

Q73 リフォーム工事の補助は毎年申請を行うことはできますか。

A 73 できません。※補助を受けた住宅を同一世帯員がリフォームする場合も含む
ただし、過去に住宅、店舗のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方で、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過している場合は申請できます。

Q74 リフォーム工事を年度内又は次年度に数回に分けて申請を行うことはできますか。

A 74 できません。

補助金額が限度額に満たない場合でも、補助対象者に対して補助金の交付は1度限り

となります。また、住宅、店舗のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方は、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過するまで新たに補助金の申請はできませんので、補助対象となる建物が複数あり、リフォーム工事を予定されている方は、十分にご検討いただきご利用をお願いします。

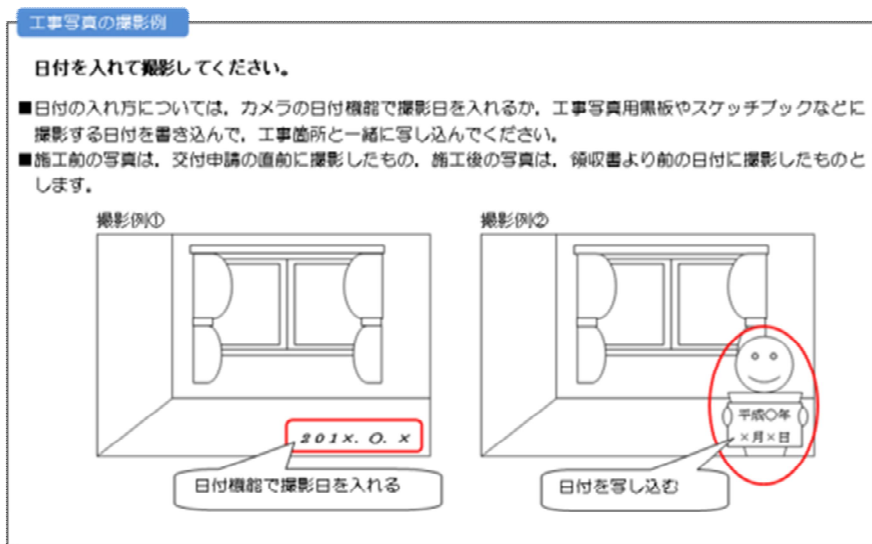
Q75 リフォーム工事代金を分割して施工業者に支払う場合でも申請を行うことはできますか。

A75 できません。

リフォーム工事に着手する年度中に、リフォーム施工業者に工事代金を全額お支払いいただいた場合のみ補助の対象となります。

Q76 リフォーム工事の写真（着工前・着工後）は申請者が撮影するのですか。

A76 リフォーム施工業者へご相談いただき、撮影を依頼してください。なお、補助対象工事予定箇所の施工前の全体写真と詳細が分かる写真で、施工箇所ごとに最低2方向からの撮影を行ってください。



Q77 リフォーム工事前に写真を撮ることが困難な場合はどうすれば良いですか。

A77 工事前に写真を撮ることが困難な箇所については、リフォーム施工業者に工事を行う直前に撮影をしてもらい、実績報告時に添付してください。

Q78 補助金の交付申請を提出し受理されましたが、工事はいつから着工できますか。

A78 書類審査等の後、概ね2週間程度で交付の可否や交付決定額について「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）」を申請者へ通知しますので、交付決定通知書を受け取った後、工事に着手してください。

7 工事内容の変更について

Q79 交付決定を受けましたが、工事を行わないことになりました。何か提出する書類等の手続きはありますか。

A79 提出いただく書類があります。

工事を中止（行わない）する場合は、速やかに「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金事業中止（廃止）届（様式第7号）」を提出してください。

Q80 工事着工後、当初の交付申請した補助対象工事費より工事内容の変更で費用が多く掛かることになりそうです。その場合、何か手続きは必要ですか。

A80 補助対象工事費が20パーセント以上変更になるときは、変更工事前に「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金変更申請書（様式第4号）」の提出が必要となります。ただし、交付決定額以上の補助金額は交付されません。

Q81 工事着工後、当初の交付申請した補助対象工事費より工事内容の変更で費用が少なくなりそうです。その場合、何か手続きは必要ですか。

A81 補助金の額に減額が生じますので、変更工事前に「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金変更申請書（様式第4号）」の提出が必要となります。なお、実際に掛かった費用が補助対象経費となりますので、交付決定額の補助金は減額となります。

8 実績報告について

Q82 リフォーム工事において、補助対象の工事と対象外の工事がありました。実績報告書に添付する請求明細書は分ける必要はありますか。

A82 請求明細書と領収書が2つに分かれていることが望ましいですが、請求明細書と領収書が1つになる場合は、補助対象工事、対象外工事及びその諸経費がわかるよう請求明細書等の添付が必要となります。ただし、リフォームの補助対象とする工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）ない場合は、補助要件から外れるため、交付決定の取り消しとなります。

Q83 実績報告の名義は誰になりますか。

A83 申請者名義となります。また、添付いただく書類（リフォーム工事代金請求明細書、リフォーム工事代金の領収書等）もすべて申請者名義で提出してください。

Q84 補助金の振込先を申請者以外にすることはできますか。

A84 できません。

Q85 補助要件の指定期日までに工事完了や工事代金の支払いができなくなりました。補助金は交付されますか。

A85 補助要件から外れるため、交付決定の取り消しとなります。また、翌年度に繰越や再申請することもできません。速やかに「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金事業中止（廃止）届（様式第7号）」を提出してください。

9 その他

Q86 リフォームに関する相談窓口はありますか。

A86 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいるダイヤル」において、リフォームに関する相談を受け付けております。

また、住まいるダイヤルでは、これから住宅のリフォーム工事の契約を予定している方から契約前の見積書等の内容をチェックするサービスを無料で行っていますので是非ご利用ください。

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター



0570-016-100 PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147

電話受付 10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）

Q87 介護保険によるリフォームを同時に行う場合は、対象となりますか。

A87 対象となります。

ただし、介護保険法に規定する住宅改修費等に該当する工事の給付分と重複して申請することはできません。申請を行う際は、介護保険法で行う住宅改修費と当該補助金で申請を行うリフォーム工事の見積もりは分けて申請してください。

※石岡市重度障害者等日常生活用具給付事業も同様の提出方法となります。

Q88 リフォーム工事中の転居費用等は補助対象ですか。

A88 対象となりません。

Q89 資金を借りてリフォーム工事を行う場合、補助対象となりますか。

A89 対象となります。

ただし、補助金申請に係る書類や添付書類（契約書、領収書、補助金の入金口座等）の名義は所有者名義となります。

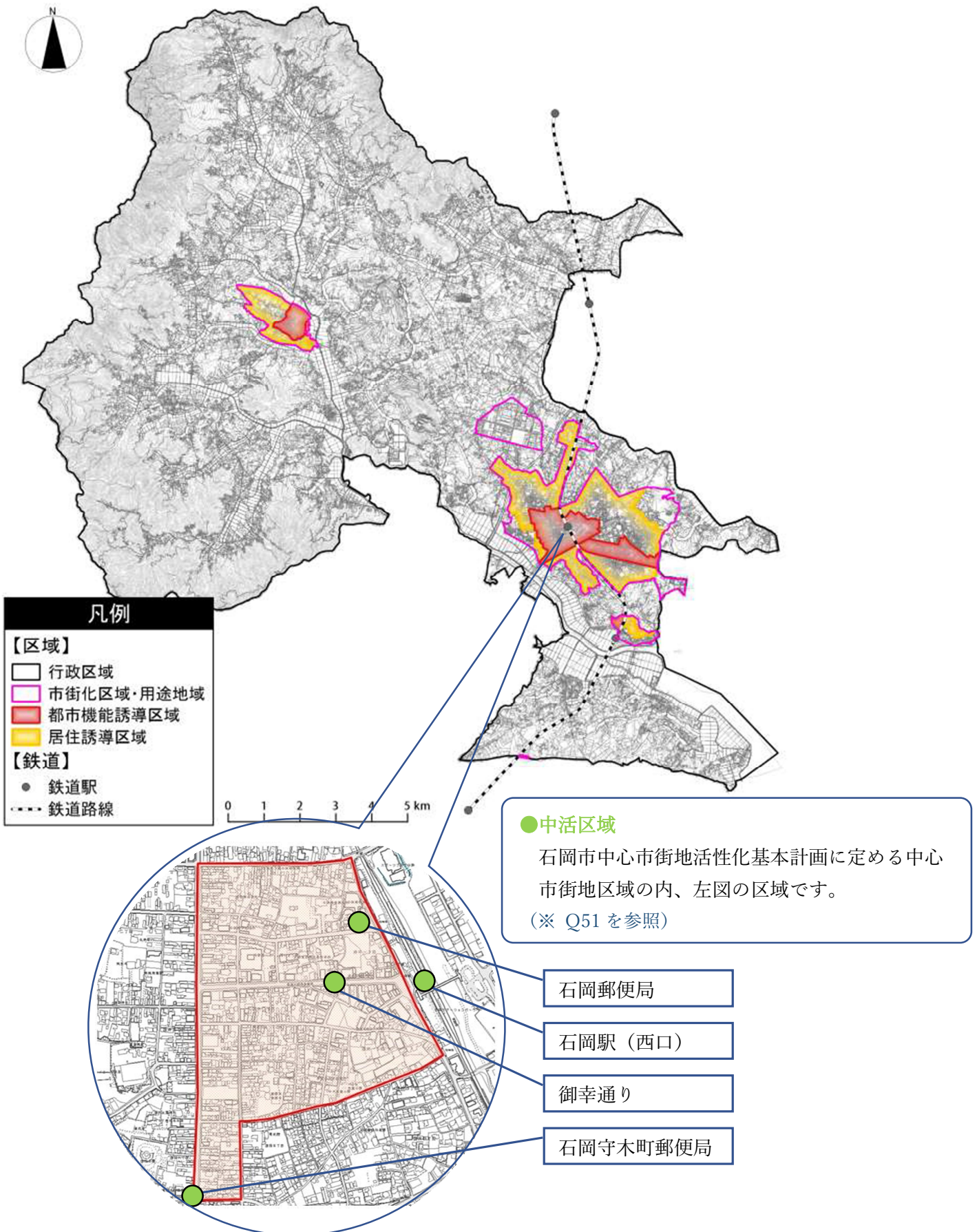
Q90 対象となる小規模事業者とは、どのような事業者ですか。

A90 現に市内外の実店舗等で事業を行っている以下の要件を満たす事業者となります。

商業・サービス業（宿泊業を除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※本事業では以下の方は「常時使用する従業員の数」に含めないものとする。

- ① 会社役員（但し、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます）
- ② 個人事業主本人及び同居の家族従業員
- ③（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の従業員
※法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- ④ パートタイム労働者等



中活区域は、実線赤（道路を指す。）内側の区域（実線外側に隣接する店舗を含みます。）